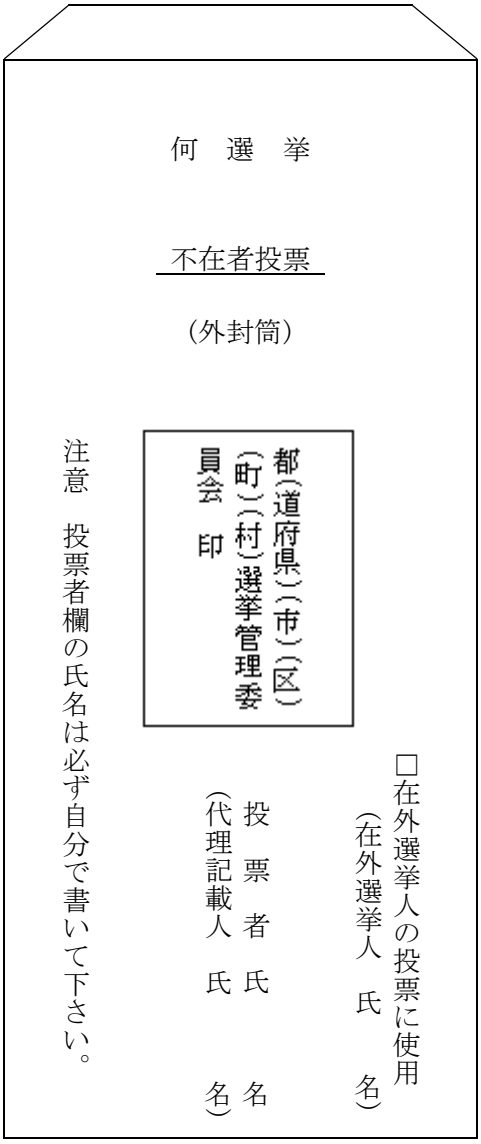
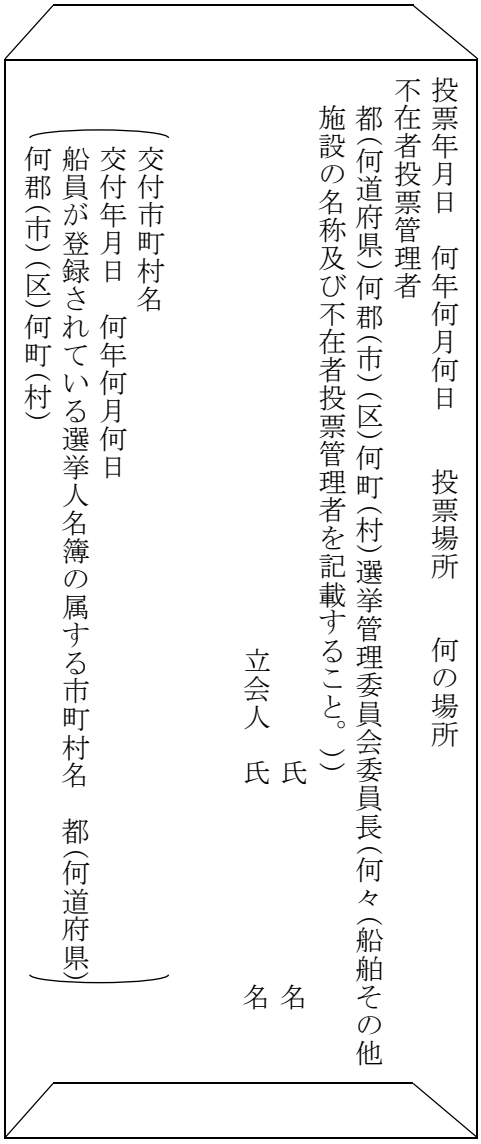
第十一号様式（令第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定による投票用封筒の様式）（第十条関係）

外封筒

表



裏



内封筒

表

（内　封　筒）

注意　この封筒には、何も記載しないでください。
この封筒に記載ずみの投票用紙を入れ、封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封をしてください。

裏

備　考

一　令第五十六条第五項（これを準用する場合も含む。）の場合においては、外封筒の表面に代理記載人の氏名を記載しなければならない。

二　外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第五号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考五及び六並びに第六号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）の備考四に準ずる。

三　市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第五十三条第一項の規定により、在外選挙人に投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の表面の「在外選挙人の投票に使用」の□にレをつけるとともに、外封筒の表面に当該在外選挙人の氏名を記載しなければならない。

四　外封筒の裏面の括弧内の記載事項は、令第五十四条第一項の場合に限り記載するものとする。

五　外封筒の表面には、投票区名その他必要と認める事項を余白に記載することができる。